

放課後児童クラブ無線LAN環境整備機器購入等仕様書

奥 州 市

放課後児童クラブ無線 LAN 環境整備機器購入等仕様書

本仕様書は奥州市が令和6年4月1日から運用を開始する市内の放課後児童クラブ13施設への無線LAN環境整備構築について、受託者が機器の納入とあわせて行うべき機器の設定等について定めるものとする。

1. 目的

小学校では、GIGAスクール構想で整備された端末（タブレットPC）を持ち帰っての学習が行われている。放課後児童クラブにおいても児童が端末を使用しての学習に取り組めるように利用可能な無線LAN環境の構築を行うことを目的とする。

2. 実施場所

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 水沢放課後児童クラブ | 奥州市水沢字上町38-2 |
| (2) みなみ放課後児童クラブ | 奥州市水沢福吉町4-16 |
| (3) ときわ放課後児童クラブ | 奥州市水沢神明町1-3-10 |
| (4) 佐倉河放課後児童クラブ | 奥州市水沢佐倉河字曾根14 |
| (5) 真城放課後児童クラブ | 奥州市水沢真城字高田36-1 |
| (6) 姉体放課後児童クラブ | 奥州市水沢姉体町字島田81-1 |
| (7) 羽田放課後児童クラブ | 奥州市水沢羽田町久保9 |
| (8) 黒石放課後児童クラブ | 奥州市水沢黒石町字鶴城12 |
| (9) 岩谷堂放課後児童クラブ | 奥州市江刺岩谷堂字一本松32 |
| (10) 江刺愛宕放課後児童クラブ | 奥州市江刺愛宕字西下川原71-3 |
| (11) 古城放課後児童クラブ | 奥州市前沢古城字東見寺下15 |
| (12) 胆沢笹森放課後児童クラブ | 奥州市胆沢小山字二枚橋87-1 |
| (13) 南都田放課後児童クラブ | 奥州市胆沢南都田字塚田214-1 |

3. 設定等の内容

無線LAN構築のための内容は次に示すとおりとし、現地の事前確認作業、配線作業、ネットワーク機器（無線アクセスポイントやPoEハブ等）の搬入・設置（取付）、設定作業、動作確認等の作業を含むものとする。

(1) 無線アクセスポイントの搬入・設置（取付）

- ① 施設内において児童が端末（タブレットPC）を学習用に使用すると想定される教室（集会室や学習室、児童クラブ室、図書室）で正常にインターネットが使用できるよう、施設内の適切な場所に設置（取付）すること。
- ② 無線アクセスポイントは壁や天井または類するところに、設置（取付）すること。
- ③ 事務室については、端末（タブレット）を使用する場所から除外するが、可能な限り無線アクセスポイントの電波が届くよう考慮して設置（取付）すること。

- ④ 無線アクセスポイントの機器仕様については別紙「機器仕様書」のとおりとする。

(2) ネットワークケーブルの配線作業について

- ① CAT5eまたはCAT6規格のUTPケーブルで施設内を配線し、無線アクセスポイントと接続すること。
- ② ケーブルの配線は天井裏の転がし配線を原則とし、露出する場合はモール等で保護すること。（露出は極力少なくすること。）
- ③ 配線したLANケーブルの両端には接続先がわかるようにラベルやシール等を貼り付けすること。
- ④ 施設建物内の区画や外壁への貫通工事やコア抜きは行わないこと。
- ⑤ 点検口の追加取付が必要な場合は、発注者の承諾を得ること。

(3) 電源工事について

- ① 無線アクセスポイントへの電源供給はPoEハブからの電源供給を原則とし、電源工事は行わないこと。
- ② PoEハブの機器仕様については別紙「機器仕様書」のとおりとする。

(4) ネットワーク設定作業

- ① 既設のインターネット用ルーターと通信し、インターネット接続が出来るよう設定すること。
- ② 児童が端末（タブレットPC）を接続するネットワークから施設内既設の職員用ネットワークへの通信が出来ないように設定すること。
- ③ 可能な限り施設内または周辺の無線チャンネルと干渉が少なくなるよう設定を行うこと。
- ④ 無線アクセスポイントのSSID名や暗号化方式、接続用パスワードについては発注者側と協議のうえ、決定すること。
- ⑤ 施設の運営時間に合わせて、無線アクセスポイントを使える時間帯／使えない時間帯を設定すること。
- ⑥ 設定作業にあたり既存機器のネットワーク設定情報等の変更が必要な場合は、発注者の承諾を得ること。パソコン等の再設定作業が必要な場合は受注者側で行うこと。
- ⑦ 本業務にインターネット回線の契約やインターネットサービスプロバイダの契約は含まないこととする。

(5) 動作確認等

- ① WindowsノートPCで無線アクセスポイントに接続し、インターネットが正常に接続できることを確認すること。
- ② Chromebookで無線アクセスポイントに接続し、インターネットが正常に接続できることを確認すること。

③ 施設内既設の職員用ネットワークへの通信が出来ないことを確認すること。

(6) 納入成果物（設定完了後に提出するものを含む）

① 完成図書一式

- ・ 納入内訳書（納入した機器等の内訳書）
- ・ 作業報告書

無線アクセスポイント等ネットワーク機器の設定情報、測定したRSSI（無線電波強度）、チャンネル情報（周辺の無線LAN環境のチャンネル情報を含む）が記載されたもの。RSSI（電波の強さ）の測定については13.3インチ以下のノートパソコンを使用して行うこととする。

管理画面へのアクセス方法が記載されたもの。

② ネットワーク配線図

③ 写真帳

- ・ 設置した無線アクセスポイント等ネットワーク機器の外観がわかるもの。
- ・ Chromebook及びWindowsノートPCでアクセスポイントへの接続確認できるもの。

④ 無線LAN環境への接続方法を記したマニュアル（ChromeOSでの接続方法を記すこと。）

(7) その他

- ① 事前調査を行った結果、施設内の既設ネットワーク機器の情報等（インターネット用ルーター等の情報等）が設定作業のために必要な場合は、その内容を発注者の担当課に連絡すること。
- ② 仕様書に記載が無い事項で疑義が生じた場合は、受注者の勝手な判断で行わず、発注者と協議すること。
- ③ 保守対応や使用中のトラブル防止の観点から、各メーカーにおいて一般的に法人向けと指定されている製品を選定すること。（コンシューマ向けや家庭向けの製品は本仕様の対象外とする。）

(8) 保守について

納品完了後の保守については、その範囲や方法を含め受注者と協議することとする。

(9) 費用の積算について

放課後児童クラブ無線LAN環境整備機器購入（機器及び設置等）についての積算については、仕様書及び各施設の略図を参考に積算すること。